

## 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）に対するパブリックコメントと市の考え方

令和6年2月14日(水)から3月5日(火)まで実施しました「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」に対するパブリックコメントについて、17件（3人）の御意見をいただきましたので、市の考え方について公表いたします。

No	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	<p><b>【第1章 5 日常生活圏域の設定】</b></p> <p>P7 地図の「大島」の下の矢印は「嵐南」と一緒にしているが、ここで圏域が分かれているのか。</p>	<p>大島圏域と嵐南圏域の境界線の表示が一部欠けておりましたので、地図を修正します。</p>
2	<p><b>【第4章（全体）】</b></p> <p>「施策の展開」1～7について、「現状」「今後の方針」「実施事業」と書いてあるが、同じことの言い換えになっていないか。</p> <p>例えば、P46では、「(1)地域包括ケア総合推進センターの体制見直しと機能強化」について述べているが、結局のところ、令和8年度にはこのような状況になっているというものが示されておらず、どのような状況を目指すのかがわからない。</p> <p>「今後の方針」として、「…を見直します」「…役割分担の見直し・機能強化を図ります」と書いてあるが、これは「方針」といえるのか。本来であれば、「…を見直し、〇〇にします」であったり、「…役割分担の見直し・機能強化を図り、〇〇にします」と書く必要があると思う。</p> <p>これでは、見直すこと自体に意味があるかのように思われるのではないか。</p>	<p>第4章施策の展開については、P. 44 に記載の1～7の基本目標ごとに取り組むべき目標の項目を設けております。</p> <p>例えば、「1-（1）地域包括ケア総合推進センターの体制見直しと機能強化」の項目においては、「地域包括ケアシステム構築の要である地域包括ケア総合推進センターへの必要な情報の集約と体制見直し、関係機関との更なる連携体制づくりを推進します。」と記載しており、これが本計画期間3年間で取り組むべき当該目標項目の具体の説明として記述しております。この当該目標項目に基づき、今後の方針、実施事業を記載しているところです。</p>

3	<p><b>【第4章 1 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化】</b></p> <p>P46「実施事業」として、「中核機関の体制整備」と書いてあり、「…中核機関の機能を充実させるため、必要な体制整備を進めます」とあるが、令和8年度においては、中核機関の機能がどのように充実されているのか。</p> <p>「必要な体制整備」とは具体的にはどのような体制に整備されていることになるのか。</p>	<p>本計画については、令和6年度から8年度までの3年間で取り組むべき目標等を定めております。その上で、「中核機関の体制整備」については、市民に対する成年後見制度の周知啓発や支援者への研修、制度の担い手の育成など、国が示す中核機関が担うべき役割を果たすことができる体制の整備を進めます。</p>
4	<p><b>【第4章 1 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化】</b></p> <p>P47「実施事業」として、「重層的支援体制整備事業」と書いてあるが、計画の最終年度である令和8年度においては、どのように体制整備されているのか。</p>	<p>本計画については、令和6年度から8年度までの3年間で取り組むべき目標等を定めており、重層的支援体制整備事業に関する目標項目の具体的な説明や今後の方針等については、P47に記載のとおり、令和8年度においては「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するとともに、分野横断的な体制とすることを目指すものです。</p>
5	<p><b>【第4章 1 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化】</b></p> <p>P47「実施事業」として、「日常生活圏域ごとの相談支援・地域づくりの推進体制の構築」と書いてあるが、現時点の連携状況はどうか、不十分な点があるのであれば、その原因は何か、どのように改善する必要があるのかについて、分析はできているのか。</p> <p>ICTを活用したタイムリーな情報共有や定期的な圏域ごとでの会議の実施、支援困難ケースの事例検討により連携は改善されるのか。その他に連携改善に必要なものはないのか。</p>	<p>「日常生活圏域ごとの相談支援・地域づくりの推進体制の構築」について、現状においても日常生活圏域単位での相談支援等における連携に取り組んでいるところですが、ここでは、重層的支援体制整備事業の一環として体制構築を推進するものであり、P47の今後の方針に記載のとおり、令和7年度の重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて見直しを進めてまいります。よって、現行の体制で連携が不十分なため、改善しなければならないといった状況になっているわけではありません。</p> <p>一方で、体制構築の手段として現在取組を行っているICTを活用したタイムリーな情報共有や定期的な圏域ごとでの会議の実施、支援困難ケースの事例検討等については、P47の記載のとおり引き続き実施してまいります。</p>

6	<p><b>【第4章 2 在宅医療・介護連携の推進】</b></p> <p>P50 情報共有ツール（三条ひめさゆりネット）の活用と推進について、これまで、三条市地域包括ケア総合推進センターは、医療と介護がスムーズに連携するため、三条市内の事業所、医療機関、消防等に、あらゆる角度から連携推進に尽力してこられた。事業所の加入の増加については、事業所内の運営上の考えもあり、強制できないため、今後大幅な増加は見込めないと考える。現状でも十分、現場で活発に使われていると思う。</p> <p>その上で、より一層、使いやすいものにするため、文書の電子的連携を進めてほしい。</p> <p>ケアマネジャーは、利用者が入院すると「入院時情報提供書」を作成し病院へ提供するが、できるだけ早く届けることに大変な思いをしているのではないかと。それを、電子的に送信することができれば非常に負担軽減される。病院側にとっても、来院者を減らす感染対策、対応者を減らす負担軽減にもなる。足を運ぶのは、必要なときのみとすることができる。</p> <p>訪問看護の看護サマリーも同様である。非常に助かる。</p> <p>まずは、県央基幹病院の加入を推進していただき、他の病院を含めシステムづくりをお願いしたい。燕労災病院の時に、何度か、「三条市はひめさゆりネットがあってよい。こちらも連携したい」との声を聞くことがあった。</p> <p>このことが実現すれば、ケアマネジャーにとって、三条ひめさゆりネットを導入した意義は大きく変化し、加入事業所は自然増加するのではないかと。</p> <p>病院側からの文書の送信には、電子カルテとの情報管理の問題がある可能性があり、すぐにはできないかもしれないが、在宅側であるケアマ</p>	<p>医療と介護のスムーズな連携に大きく寄与しているひめさゆりネットにつきましては、御指摘の「入院時情報提供書」等の文書を掲載し情報共有できる機能があることから、今後はこの機能の周知を図っていくことにより、連携の充実を図っていきたいと考えます。</p> <p>また、三条ひめさゆりネットに済生会新潟県央基幹病院が加入される効果は御指摘のとおり大きなものと考えており、医療介護連携に関するICTの手法について、圏域全体で検討していく必要があると考えます。</p>
---	--	--

	<p>ネジャーの「入院時情報提供書」、訪問看護の「看護サマリー」を電子的に送信できるシステムの推進をお願いしたい。</p>	
7	<p><b>【第4章 2 在宅医療・介護連携の推進】</b></p> <p>P54 意思決定支援について、出張講座や公民館へのノート設置等により普及啓発を考えているようで、それはそれでよいが、出張講座等に参加しないなど、アクセスしにくい人について、どのように意思を把握し、尊重するかが問題かと思う。</p> <p>回覧板や広報さんじょうで周知したり、自治会で取り組んでもらう等、もっと網の目を細かくする必要があるのではないか。</p>	<p>意思決定支援につきまして、広報等は御指摘のとおり有効な方法であると認識しており、引き続き実施してまいります。更に民生委員児童委員等の地域で活動されている方にも周知を行うなど機会を捉えて意思決定支援の考え方の浸透を図ってまいります。</p> <p>また、療養者等を支援している専門職に対する研修等も併せて行っていきます。</p>
8	<p><b>【第4章 3 生活支援体制の整備及び地域支え合いの推進】</b></p> <p>P61 集いの場について、開催状況、参加人数、活動状況等を把握しているか。</p> <p>登録している数が増えればよいということではなく、質が重要になってくるのではないかと。</p>	<p>集いの場については、各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが地域を回り実態を把握しているところであり、それらを含め、実施団体や活動状況等を市として把握しております。</p> <p>御意見にあります集いの場の質として、内容が固定化しない、あるいは継続していけるような体制を築くといったことも重要になると考えます。引き続き、世代を問わず参加できる共食を推進したり、運営者の相談に丁寧に対応したりしていきます。</p> <p>他方、集いの場が増えることは、住んでいる地域で活動する機会が増えることであり、そうした集いの場に参加しやすくなることで、顔の見える関係づくりや外出機会の創出などを促進するものであり、重要な視点であると捉えております。</p>
9	<p><b>【第4章 5 認知症施策の推進】</b></p> <p>P81 認知症初期集中支援チームは重要と思うが、現状と課題、今後の方針、目標値（利用数等）等に触れる必要があるのではないかと。</p>	<p>認知症初期集中支援チームの主な対象は、地域包括支援センターやケアマネジャーの通常支援だけでは必要な支援につなげることが困難なケースであり、医療、介護の専門職によるチーム支援が必要なケースへの介入を目指すこととしております。</p>

		<p>現状においては、チームの活動はその機能を果たせるようになってきましたが、相談に至らない潜在的なケースを把握し、チームにつなぐことが課題と捉えていることから、解決の方向性として、ケアマネジャー等に対しチームの活動周知を図ることとしました。</p> <p>上記のことから、定量的な目標値の設定は難しいものであります。</p>
10	<p><b>【第4章 6 権利擁護の推進】</b> P86 後見人の確保が喫緊の課題と思うが、令和8年度にはどのような状況になっていることを目指すのか。</p>	<p>P86 に記載のとおり、三条市社会福祉協議会が実施する法人後見事業を拡充するための財政支援を行うなど、後見人等の確保策に取り組み、成年後見制度の利用を必要とする人が安定的に利用できる体制の確保を目指してまいります。</p>
11	<p><b>【第4章 6 権利擁護の推進】</b> P86 弁護士、司法書士、社会福祉士の活用の現状、課題はどのようなものか。 権利擁護アドバイザー契約の内容をどのように見直すのか。</p>	<p>現状として、市の権利擁護施策全般に係る御意見をいただいているところですが、権利擁護支援が必要となる方の処遇検討に係る御助言等をいただくための仕組みづくりが十分ではない課題があります。今後は、そうした仕組みづくりや中核機関の機能を充実させていくために必要な御助言をいただけるよう、現在の権利擁護アドバイザー契約の内容について検討するものであります。</p>
12	<p><b>【第4章 6 権利擁護の推進】</b> P86 令和8年度までには、身寄りのない方等に関し、少なくとも、ガイドラインをまとめることは行うという理解でよいか。</p>	<p>御意見のとおり、ガイドラインとしてまとめるため、市及び関係者間での課題等の整理・共有に取り組んでまいります。</p>
13	<p><b>【第4章 7 持続可能な介護保険制度を維持するための基盤の強化】</b> P91 サービス付き高齢者向け住宅1施設整備に関して 平成24年高専賃の廃止に伴い、代わりにサ高住が創設された。 高齢者の居住の安定を確保する目的であり、自力で身の回りのことができる人向けで、居室の原則は1戸あたりの床面積は25㎡以上であり、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備及び浴室の設置、入居対象者</p>	<p>計画 P91 でお示ししております「特定施設入居者生活介護」（サービス付き高齢者向け住宅）1施設の整備は、P92 にお示ししておりますとおり「混合型」と言われる入居対象者を要支援・要介護認定者に限定しないタイプの施設を予定しております。</p> <p>また、御意見にありました三条市独自の施設運営システム（第三セクター）</p>

	<p>は60歳以上であること、60歳未満の場合は要支援または要介護の認定者であることになっている。</p> <p>三条市のサ高住をネット検索して見たところ、入居条件は自立不可が大半であり、居室のスペース及び設備も共有スペースの例外規定により上記原則を満たすものはほとんど無い状況であった。サ高住の創設目的から乖離していると思われる。民間事業では収益性の問題から創設目的にそぐわない施設にならざるを得ないなら、三条市独自の施設運営システム（第三セクター等）の検討をお願いする。</p> <p>2040年の労働人口不足問題（全国で1000万人の不足見込）もあり、介護うつ・介護倒れ及び介護効率アップの見地からも検討お願い申し上げる。</p>	<p>の創設につきまして、自立した高齢者の入居施設として、有料老人ホームや養護老人ホーム、生活支援などのサービスがついたケアハウスなど市内には様々な施設がありますことから、現時点（第9期）において検討することは考えておりません。</p>
14	<p><b>【第6章 本計画の目標値】</b></p> <p>P108～110 本計画の目標値が一覧になっているが、ここで目標値だけまとめるより、各項目のところに入れ込んだ方がわかりやすいのではないか。</p>	<p>目標値の記載箇所・方法については、他自治体計画案を参考に、過去計画との比較のしやすさも考慮し、本記載のとおりまとめさせていただきましたので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
15	<p><b>【第6章 本計画の目標値】</b></p> <p>P109 成年後見に関する研修会の対象者がわからないが、目標値が低すぎないか。</p>	<p>成年後見に関する研修会の対象者は、権利擁護に関する相談を受ける機会の高い地域包括支援センターや相談支援事業所、あるいは介護支援専門員を対象としています。</p> <p>目標値については、最低限参加していただきたい事業所数を設定しており、本研修を通じて、相談窓口となる職員が成年後見制度について理解を深めるとともに、中核機関の仕組みや体制を理解し、権利擁護支援を必要とする方を中心に支援者がスムーズに連携できるようになることを目指すものであります。</p>

16	<p><b>【第6章 本計画の目標値】</b></p> <p>P109 権利擁護支援員養成研修の参加者数の目標値が少なすぎではないか。</p> <p>養成した人にどのような活動をしてもらうことを目指しているのか。</p>	<p>権利擁護支援員養成研修の参加者数の目標値については、令和5年度の実績値を参考に設定しております。</p> <p>本研修を受講した方には、三条市社会福祉協議会が行う法人後見事業のサポート（専門的な知識等を要しない事務等を担う）活動を行ってもらうことを目指しております。</p>
17	<p><b>【第6章 本計画の目標値】</b></p> <p>P109 虐待防止に関する研修会の対象者がわからないが、目標値が低すぎないか。</p> <p>支援者を対象としている場合、1年に1回では参加できる人に限りがあることから、回数を増やし（リアル開催のほか、ウェブや録画なども活用し）、参加者数も劇的に増やす必要があるのではないか。</p>	<p>虐待防止に関する研修会の対象者は、虐待を発見し、相談を受ける機会の高い地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護事業所職員等の支援者を想定しており、目標値については、最低限参加いただきたい事業所数を設定しております。</p> <p>いただきました御意見を参考に、より多くの支援者から参加していただける手法での開催に努めるとともに、虐待防止に取り組んでまいります。</p>